

デビットカード利用規定 新旧対照表

(下線部分に変更箇所)

	改定前	改定後
第9条の2 (ポイントの充当)	(記載なし)	<p>1. <u>当社所定の支店に決済口座を開設した会員は、当社「ポイントサービス規定」にて定めるポイント（以下、単に「ポイント」といいます）を保有している場合、当社所定の方法にて設定を行うことにより、前条第1項の暫定引落額に対して、第3項に定める方法により、保有するポイント相当額の金額を充当（以下、「ポイントの充当」といいます）することができます。なお、会員の決済口座の残高がポイント充当後の暫定引落額を下回ると見込まれる場合は、当社は前条第1項なお書第2号に基づき承諾を行いません。</u></p> <p>2. <u>充当可能なポイントの種類、ポイント数その他ポイント充当の条件等は当社所定の内容に従うものとし、当社はこれらをいつでも変更し、または終了させることができます。</u></p> <p>3. <u>当社は、第1項の設定に従い暫定引落額に対してポイントの充当を行う場合、会員の保有するポイント（ただし、暫定引落額相当額を上限とします。）を現金に交換のうえ決済口座に入金し、入金後の決済口座の残高をもって暫定支払手続きを行います。会員はポイントの充当後に当該充当をキャンセルすることはできません。</u></p> <p>4. <u>前項の手続き後、当社が売上確定通知を受けたときは、当社は、当該売上確定通知に示された取引額を加盟店等に支払います。受領した売上確定通知に示された取引額が暫定支払手続きを行った際の暫定引落金額を下回っていた場合の処理は前条第8項の定めによるものとし、充当したポイントは返却されずポイント相当額の金額が返金されるものとし、受領した売上確定通知に示された取引額が暫定支払手続きを行った際の暫定引落金額を上回っていた場合の処理は前条第4項、第6項の定めによるものとし、不足金額についてポイントの充当はできないものとし、</u></p>

	改定前	改定後
第9条の2 (ポイントの充当)	(記載なし)	<p>5. <u>第3項の手続き後、加盟店等から売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合は前条第7項、第12項、第13項の定めによるものとし、充当したポイントの返却はされずポイント相当額の金額が返金されるものとします。</u></p> <p>6. <u>第3項の手続き後、当社が別途定める期間経過後も加盟店等からの売上確定通知がない場合または売上確定通知の内容を確認できない場合、前条第9項に定めによるものとし、充当したポイントの返却はされず、ポイント相当額の金額が返金されるものとします。なお、前条第9項ただし書およびなお書の場合、ポイントの充当はできないものとします。</u></p> <p>7. <u>前条第3項の場合、ポイントの充当はできないものとします。</u></p> <p>8. <u>本条に基づくポイントの充当は、会員が取引額の引落とし先として代表円普通口座預金を選択した場合に限ります。当社所定の外国通貨に係る代表口座外貨普通預金を選択した場合にはポイントの充当はされません。また、第10条に基づく利用の場合は、本条に基づくポイントの充当はできません。</u></p> <p>9. <u>前各項に定めるほか、ポイントの充当及びポイント相当額の金額の返金等の取り扱いについては、当社所定の条件及び方法等によるものとします。</u></p>

	改定前	改定後
第10条 (海外利用)	<p>2. 会員が取引額の引落し先として代表口座円普通預金を選択した場合、当社は、外国通貨から日本円に換算の上、<u>前条</u>に定める決済方法に基づき暫定支払手続きおよび売買取引等債務の弁済を行うものとします。なお、外国通貨から日本円への換算には、国際提携組織で売上データが処理された日の国際提携組織が適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートが適用されるものとします。</p> <p>3. 会員が取引額の引落し先として代表口座外貨普通預金を選択した場合、当社は、選択された外国通貨(対象とする外国通貨は別途定めるものとします。)で<u>前条</u>に定める決済方法に基づき暫定支払手続きおよび売買取引等債務の弁済を行うものとします。かかる場合において、会員は、当社に海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を支払うものとし、当社が、当該暫定支払手続きにおいて、取引額とともに当該費用相当額を引き落とし、当該費用の支払いを受けることを同意するものとします。なお、会員が取引額の引落し先として代表口座外貨普通預金を選択した場合であって、暫定支払い手続き時に会員の代表口座外貨普通預金の残高が取引額に満たないときは、当社は、第1項および本項の定めにかかわらず、代表口座円普通預金を選択されたものと同様に取り扱います。</p>	<p>2. 会員が取引額の引落し先として代表口座円普通預金を選択した場合、当社は、外国通貨から日本円に換算の上、<u>第9条(決済方法)</u>に定める決済方法に基づき暫定支払手続きおよび売買取引等債務の弁済を行うものとします。なお、外国通貨から日本円への換算には、国際提携組織で売上データが処理された日の国際提携組織が適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートが適用されるものとします。</p> <p>3. 会員が取引額の引落し先として代表口座外貨普通預金を選択した場合、当社は、選択された外国通貨(対象とする外国通貨は別途定めるものとします。)で<u>第9条(決済方法)</u>に定める決済方法に基づき暫定支払手続きおよび売買取引等債務の弁済を行うものとします。かかる場合において、会員は、当社に海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を支払うものとし、当社が、当該暫定支払手続きにおいて、取引額とともに当該費用相当額を引き落とし、当該費用の支払いを受けることを同意するものとします。なお、会員が取引額の引落し先として代表口座外貨普通預金を選択した場合であって、暫定支払い手続き時に会員の代表口座外貨普通預金の残高が取引額に満たないときは、当社は、第1項および本項の定めにかかわらず、代表口座円普通預金を選択されたものと同様に取り扱います。</p>

以上。